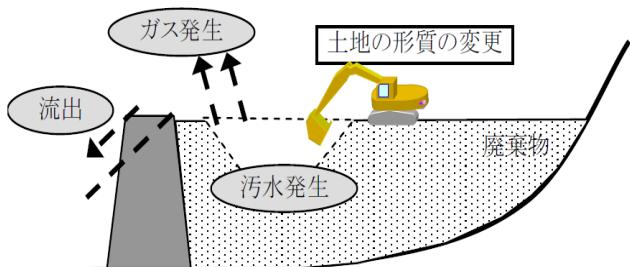


# 廃棄物が地下にある土地の指定について

## 1 廃棄物が地下にある土地の指定を行いました

最終処分場跡地などの廃棄物が地下にある土地は、そのままであれば安定していますが、掘削等を行うと地下の廃棄物がかき混ぜられたり、酸素が供給されたりすることで、ガスや汚水が発生するなど、生活環境に支障が生じるおそれがあります。そこで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）が平成16年度に改正され、廃棄物が地下にある土地を知事が「指定区域」として指定し、当該指定区域における土地の形質を変更する際には、届出等が必要となる制度が創設されました。



## 2 指定区域内で土地の形質を変更する場合は、事前に届出が必要です

指定区域内において、掘削その他の土地の形質を変更しようとする場合は、その着手の30日前までに、当該土地の形質の変更について知事に届出が必要になりました。

### 【届出が必要な行為】

宅地の造成、土地の掘削、建物などの工作物の設置や開墾など、土地の形状又は性質の変更を行う行為が対象となります。廃棄物の搬出を伴わないような行為も含まれます。

## 3 届出を行う場合は、各地域県政総合センター環境部にご相談ください

土地の形質の変更の届出は、指定区域を所管する地域県政総合センター環境部にご提出いただくようになります。届出の対象とならない軽易な行為等に該当する場合もございますので、届出を行う前に、各地域県政総合センター環境部までご相談ください。

地域県政総合センター名	担当部署	電話番号	所管区域
横須賀三浦地域県政総合センター	環境部環境課	046-823-0210 (代表)	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター	環境部環境調整課	046-224-1111 (代表)	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター	環境部環境調整課	0463-45-3150 (代表)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター	環境部環境調整課	0465-32-8000 (代表)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

なお、横浜市、川崎市、横須賀市及び相模原市の4市は、各市で指定区域の指定及び形質変更の届出事務を行いますので、各市の担当部署にお問合せください。

## 4 指定区域の土地（不動産）売買に当たっての注意事項について

地権者が指定区域となっている土地（不動産）の売買を行う際、不動産業者等（宅地建物取引士）の仲介による場合には、宅地建物取引業法に基づき、重要事項説明の義務が生じ、当該土地が指定区域に当たることを説明することとされています。

なお、仲介業者を介さず、売主と買主の直接取引の場合には、法律的に説明する義務は生じませんが、売買後に買主が指定区域とは知らずに、土地の形質変更を行うなどして廃棄物が地下にあることが判明した場合、生活環境保全上の支障が生じる可能性があること、また売買時に指定区域であることの説明を行わなかつたことにより、トラブルとなる可能性がありますので、事前に指定区域であることを説明していただきますようお願いいたします。

## 5 指定区域台帳、届出事項など

### （1）指定区域台帳

指定区域に関する情報は、指定区域を所管する各地域県政総合センターに指定区域台帳を備えます。どなたでも閲覧することができます。

### （2）届出事項及び添付資料

土地の形質の変更を行う場合には、下記の事項を届出る必要があります。詳しくは、指定区域を所管する地域県政総合センター（表面）へお問い合わせください。

届出事項	添付資料
○氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	○土地の形質の変更の施行に当たり周辺の生活環境に及ぼす影響について実施する調査の計画書
○土地の形質の変更を行う指定区域の所在地	○土地の形質の変更の施行に係る工事計画書
○土地の形質の変更の内容	○土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした指定区域の図面
○地下にある廃棄物の種類	○土地の形質の変更をしようとする指定区域の状況を明らかにした指定区域の図面
○地下にある廃棄物の搬出の有無及び搬出先	○埋立地に設置された設備の場所を明らかにした図面
○土地の形質の変更の完了予定年月日	○土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
	○土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面、等

【問合せ先】神奈川県庁環境農政局環境部資源循環推進課 指導グループ  
電話：045-210-4156（直通）